

平成19年度長井市各会計補正予算 案に関する総括質疑

- 安部 隆委員長 概要の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
ここで総括質疑の発言通告がありますので、
順次ご指名いたします。

高橋孝夫委員の総括質疑

- 安部 隆委員長 順位1番、議席番号10番、高橋孝夫委員。

- 10番 高橋孝夫委員 おはようございます。
私は、長井市の行財政運営が誤りなく展開されることを祈りながら総括質疑を行います。通告をしております2点につきまして私の考え方を含めて質問申し上げますので、明確な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

通告をしている2点のうち便宜上2の項目から質問させていただきますので、ちょっと順序が狂って申しわけありませんが、よろしく願いをします。

公立置賜総合病院での非紹介患者初診加算料の取り扱いについてですが、この件については平成17年の12月定例会で質問をさせていただいております。今回も、まずお伺いをしたいと思います。

平成18年の1月1日から公立置賜総合病院ではこの非紹介患者初診加算料の取り扱いについて2つの点で大きく変更しています。1つは、これまでの非紹介患者初診加算料780円だったわけですが、これを1,570円に引き上げたこと、

それからもう一つは、時間外あるいは休日などに救命救急センターを受診した場合も同様の扱いとするというふうにしたことだと私は思っています。これ自体と申しますか、私は前にも申し上げましたけれども、非紹介患者初診加算料の取り扱いというのは根本的にと申しますか、原則的には、高度医療機関ですから、置賜総合病院は、これあってしかるべきだというふうに基本的に考えてるんです。私は、だけど、この救命救急センターにまで同じような取り扱いをさせていくというところはずっと疑義を持っております。この点について再度きょうお伺いをしたいと思います。

まず、市長にお伺いをするわけですが、平成18年の1月1日からこういう措置をとってきたわけです。その結果、公立置賜総合病院の救命救急センターにおける患者数というのは減ってきたのかどうなのか、この動向についてお聞かせをいただきたいと思っております。

- 安部 隆委員長 内谷重治市長。

- 内谷重治市長 ご質問の件でございますが、18年の1月1日から1,570円をちょうだいし、それで以前と以後で患者数が減ったかということでございますが……。

- 10番 高橋孝夫委員 市長、大体で結構ですよ。

- 内谷重治市長 そうですか。済みません、資料がちょっとございませんので、具体的にはお答えできないんですが、後で調べまして答えさせていただきたいというふうに思いますが、基本的に私の認識としては、変わりがないんじゃないかというふうに見ております。具体的な数字が出ましたら、確認次第お答えしたいと思います。

- 安部 隆委員長 10番、高橋孝夫委員。

- 10番 高橋孝夫委員 過日、置賜総合病院の方に行きましてお話を少しお伺いをしてまいりましたけれども、なかなかここ難しいところな

+

んですね。具体的にここはちょっと明らかにならなかったんです、事務局長とお会いしたときも。このところは少し残念だったわけですが、資料があればというふうに思って質問させていただきました。後で、わかったら議会でお聞かせをいただきたいと思います。

もう一つお聞きしたいのは、救命救急センターでの受診患者のうち、どれくらいの割合の患者がこの非紹介患者初診加算料の該当者になっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。これは平成18年1月から該当させたわけですからわかるわけで、この点についてはいかがでしょうか。振っていただいて結構です。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

申しわけございません、具体的な数字をちょっと把握しておりません。それで健康課長の方から概略についてちょっと答えさせていただきたいと思います。

+ ○安部 隆委員長 船山祐子健康課長。

○船山祐子健康課長 ただいまの件でございますが、非紹介患者加算料の救命救急センター分の受診者対象者数、該当者数でございますが、手元に資料がございませんので、後で資料等をお渡ししたいと思います。

○安部 隆委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 残念ですが、後で、じゃあ、資料をいただきたいと思います。これ決して少なくないんですよ、実際は。私、平成17年の12月定例会でも申し上げましたけれども、物理的に救命救急センターで受診をする際にあらかじめ、例えばかかりつけの医者であるとか、あるいはほかの診療機関で受診をして紹介状を持参をするというのは、これは無理なのでないかというふうに申し上げました。当時、だけど、答弁はこういうことだったんです。

1つは、「休日診療所を利用してください」と。これは日曜日であるとか年末年始あるいは

祭日ですね、祝日の日中はそれを利用してください。もう一つは、「置賜長井病院で受診してください」と、夜は、ということだったんですよ。「はあ、そうですか」と。私は、その前に置賜長井病院に実は夜行って断られたことがあるわけですね、「ここへ来るな」と、「来るな」とまで言われて、ぐあい悪くて行ったのに。だけど、対応できるから受診してほしいということだったんです。

平成18年1月1日付の「広報ながい」に、これは健康課からのお知らせということで、平成18年1月1日から公立置賜総合病院及び救命救急センターを受診した場合、紹介状のない初診の患者さんは非紹介患者初診加算料1,570円がかかりますと。かかりつけ医からの紹介状があれば不要です。なお、休日の日中は休日診療所を開いています。長井西置賜休日診療所で診察を受けた場合、症状によっては救命救急センターに紹介状を発行しますと。この場合、非紹介患者初診加算料はかかりません。さらに夜間などに公立置賜長井病院を利用した場合も同様の取り扱いになりますというふうに言われたんです。これは当時、私も求めているんです、ちゃんと市民にお知らせした方がいいんじゃないですか、その結果だと思います。

これはいいんですが、市長にお伺いしますけれども、これを出した以降というのは、例えば休日であれば休日診療所の受診ですね、あるいは夜間であれば置賜長井病院での受診者というのはふえてるんですか。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

大変申しわけございません。その患者数の推移についての資料をちょっと準備してないものですから、まことに申しわけございませんが、先ほどのご質問とあわせて資料をできるだけ早く入手して……。

○10番 高橋孝夫委員 あるんだと思うんです

よ、厚生常任委員会に報告してるんですから。

○内谷重治市長 そうですか。それでは、申しわけございません、健康課長の方からお答えさせていただきます。

○安部 隆委員長 船山祐子健康課長。

○船山祐子健康課長 お答えします。

長井病院の時間外における患者さんの動向でございますが、18年度につきましては、全体で178名ほどの受診になっておりまして、平日1日平均0.5人の受診者数になっております。あと休日診療所でございますが、平成18年度は944名の受診者数ということで、17年度は756名、16年度は777名でございましたので、伸びてはおります。以上でございます。

○安部 隆委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 そうだというふうに聞いております。休日診療所はたしかふえてるんです。これは私、当たりだと思っております。で、なんですが、ことしの4月13日付の「広報ながい」、これを見て私、ちょっとたまげたんです。公立置賜長井病院からのお知らせと。夜間の診療受け付け時間が変わります、内容は、「公立置賜長井病院では置賜広域病院組合への移行後も旧長井市立総合病院当時と同様に夕方5時15分から翌朝8時30分までの時間外診療を実施してきましたが、このたび業務の見直しなどにより5月1日から夜間の診療受け付けを午後7時までとさせていただきますことにしました」と。「午後7時まで受け付けをしていただければ、午後9時30分ごろまでは対応します」と。「午後7時以降の救急などについては公立置賜総合病院救命救急センターをご利用ください」と、こうなったんです。

えっと思ったんですね。1年半前に「夜間はどうぞ向こうで利用してください」と言っておいて、これは今度明確に「来るな」と、こう言ってるわけですよ。その業務の見直しの理由は次のとおりですと。病院組合の看護師総数が不

足をしており、病棟や人工透析部門など病院全体の調整を行っても外来部門はこれまでと同様の看護師配置ができなくなりました。2つ目は、夕方5時15分以降の時間外患者数は1年間で206人、1日当たりでは0.56人で1人にも満たない状況だ、結局来ないということなんです。これはちょっと私もびっくりだったんです。

この間、置賜病院の方とちょっとお聞かせをいただいた件があるんですけども、「来られるのは既にあそこにかかっている患者さんで日中来れない方あるいは人工透析を受けての方がほとんど中心。新規の人はほとんど来ない」というお話だったんです。そういう実態なのだなというふうに思いましたが、しかし、この市報を読んでちょっと私はこれびっくりしたところでした。

ちょっと身近にあったことで、私、市長の見解をお伺いしたいと思います。実は5月の3日に私の孫がぐあい悪くなりまして、祝日ですね、前から言われていたように休日診療所に行きました、9時過ぎに。9時過ぎに診ていただいて、薬をいただいて、「多分大丈夫だろう、薬を飲めば」という診察だったんです。ただ、薬の調合が終わるまでの間、看護師さんが来て、「きょうの先生は小児科じゃないから、ぐあい悪くなったら向こうに行った方がいいよ」と。向こうって救命救急センターですね、ということだったんです。そうですかということで初診料を含めて2,250円払ってきたわけです。

昼になって、ぐあい悪いのは全然治らないわけです。お勧めに従って公立置賜総合病院の救命救急センターに行きました。1時ちょっと過ぎぐらいです。私、知らなかったんですけど、救命救急センター、休日あるいは祝日の場合は小児科だけあそこのあの狭苦しいところでなくて、本館のというか、診療棟の2階の小児科のところでは実は診察をしてくれているんです。これ私、びっくりしました。しかし、それは2時

+

からだ、2時からだというのを知らなかったもんですから行って待っていたんですが、診察を受けました。すぐ点滴しようということで点滴を受けたわけです。そのときの担当医が総合病院のお医者さんでないんです、市内の開業医、中里先生だったんです。私の孫のかかりつけ医です。

終わって会計をしました。そしたら初診加算料っていいですか、これが1,570円だったんですよ。私、そのとき言ったんです、休日診療所にかかれと、かかれというか、そこがあいてるからそこにかかるべきだということで私は行ったんだと、だけど、そのときは大丈夫だろうからということで紹介状をいただけなかったと。だけど、ぐあい悪いから、あっちに行った方がいいよって言われたから行ったわけですね。行って、そこでかかりつけ医に診てもらって、だけど、初診加算料を請求されるというわけですよ。私は割り切れないものを感じましたが、事務の人ですから言ったって、それはしょうがないわけですね。私はそれを払ってきたわけですが、そういうことがあったんです。

それで終わりではなくて、実は夜にまたぐあい悪くなって、また救命救急センターに行ったんです、今度は12時過ぎに。また点滴してもらって、それが4日の日も5日の日も続いて、6日の日から5日間入院したんですけれども、そういうことがあったんです。市長、これどう感じます。物理的につていうか、休日診療所にも行き、しかし、だめで、だめでというか、大丈夫だろうというふうに言われたけれども、だめで結局行かざるを得ない。だけど、やっぱり非紹介患者初診加算料というのは、これ請求されるんですよ。

私はどうしてもこれ納得できないんです。払うの嫌だとか、そういうことを言ってるんじゃないんですね。現実的に可能なんですかと、紹介状を持っていくということは可能なんですか

と。そういうのがもうできない時間帯、特に夜間ですけども、そういったものがもうわかってるんじゃないかと。だとするならば、ここを私は検討をもう一回し直して対応すべきではないかというふうに、前も申し上げましたが、今回つくづく感じたんです。市長、率直に感じたことをお聞かせいただきたいと思います。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

高橋委員からのただいまの質問ですが、どうしても今の休日、夜間の医療体制、救急体制というのは病院のサイドから見ると、いわゆる市民、患者のサイドからの見方じゃないんじゃないかと。個別的に言えば、救急医療の置賜の基幹病院ですね、患者さんの約8割が入院を必要としない軽症患者であると、それで医療点数表の規定、緊急、その他やむを得ない事情という解釈から加算料の有無の適用基準に基づき徴してるんだということで1,570円をいただいているという、それ理由なんですよ。しかし、今、高橋委員から具体的な身近な実例なんかをお聞きしますと、余りにも納得いかない非常に不合理な、市民から見れば不利益をこうむるような体制になってるのかなど。

一方、長井病院の方は、先ほど委員もおっしゃいましたけども、どうしても、まずお医者さんが確保できないと、それから看護師の方も去年から比べてももう実質的に4名ぐらい減ってます。60名だったのが今、現実的には56名でやっていますので、そんなことからこれ以上時間を延長したりすると過重労働になってしまうと。かといって看護師さんを確保するのも、あるいは人力的な問題と、それから予算的な問題もあって非常に難しいと。しかし、それは病院側、行政側の都合であって、やはり市民側の患者さんの立場に立ったあり方っていうものも、そのところは我々も基幹病院含めてもう一度検討しなきゃいけないと思います。

高橋委員以外からも私もいろんな方から、特に基幹病院の対応の悪さっていいですか、不足する部分を大分指摘されておりますので、ぜひそこは検討したいと思います。

○安部 隆委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 私、今、市長言われたこと、当たりだと思ってるんです。確かに救命救急センターにかかる患者さんのうちの、これは事務局長の話ですけれども、「85%は1次診療所機関で間に合うものだ。いわば軽度のものだ」ということです。それはわかるんです。けれども、仮に夜、それから休みのときとかというのは現実的にかかりつけ医はやってないわけよ。特に夜は休日診療所もやってないわけだ。というこのことを考えれば、ここは私は除外をすべきだろうと思うんですよ。ただでさえこの救命救急センターに非紹介患者初診加算料を適用させる際に5点ほどで、こういう場合は加算しませんよと、徴収しませんよとしてるんです。そういうことをわざわざしなきゃいけないような状態があるわけで、プラス申し上げてるような事態が現実的にあるわけですよ。前もってかかりつけ医に行ったら診てくれないという状態、ほかにあと診療をやっているとところが全くないという状態を考えれば、私は、もうこの救命救急センターでの受診の際の非紹介患者初診加算料というのは、夜間であるとかというところはもう一切これは徴収しないというふうにしていった方がいいのでないか。無理がかからないし、事務上もこれはこの場合どうだと悩んでいくことないのではないかと私は思うんですが、そこはそういう検討を始められませんか、どうでしょうかね。

かつては、これは置賜広域病院組合の診療所に係る使用料及び手数料条例っていうのがあって、この額っていうのは規則で決めていたんですよ。だけど、これ平成18年、去年の10月1日から規則ではなくて、今度条例の別表で決めら

れているんです。前は、この18年の1月1日に加算料を値上げ、上げることというのは条例改正必要なかったんです、規則を改正すればよかった。私も不勉強でいたんですが、簡単にできるだろうと思っていたら、いや、簡単でないんです、今度は条例ですから議会の議決が必要です。ちょっと面倒くさくなったんですが、だけど、私は、このままでは不合理とは言わないけれども、実質的に現実的に物理的に不可能なものに対しても請求をするというのはやっぱりやめた方がいいというふうに思うんです。

そのやめ方も、この場合はこうだなんていうことを考えていくと大変だから、夜間というふうになったら、これはござった人からは取らないと、救急車で来た人には取らないとか即入院した人には取らないとか、あるいは心臓病とか慢性疾患の場合は取らないとか生保の場合は取らないとかなんとかなる場合は取らないなんていうやつじゃなくて、もうそこは請求しないというふうにした方が私はすっきりしていいし、納得もしやすいのではないかと、こう思うんですけれども、そこはどうでしょうかね。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋委員のおっしゃることごもつともなんですが、まず1つは、今もおっしゃいましたように救命救急センターでの非紹介患者初診加算料は病院議会で決定されておりますので、ですから市議会の方からも病院議会の方に行っていただいています。また私も副管理者という立場でこれはぜひ見直しするように求めてまいりたいというふうに思いますが、全体での合意が必要だということがまず1点と、それから、余りこういう場合こういうケースということじゃなくて、夜間だったらば事情を問わずにということなんですけども、実態を見ますと、平日の夜間の救命救急センターの状況、基幹病院ですけども、夕方5時以降に集中すると。それで一番時間帯が混むのが7時から9時だと。

+

これは客観的に見て、どうも日中忙しくて行けなかったと。で、ちょっと時間があいたからということで、いわゆる、語弊あるかもしれませんが、コンビニ的な感覚で救急に行ってしまうケースが多いんじゃないかというふうに言われてるようです。確かにそれは当たりなんですけども、それが1,570円で高いんだよということで、それを抑制するというではないんですけども、そんな形でもう夜間にしても日中にしても同じだと、あるいは紹介ももらうもらわず同じだということになると、ますます混乱してしまうことも懸念されるのかなと。ですから、そこはやはりもう少しどういう形がいいかを検討せざるを得ないんじゃないかなと思います。

ただし、委員おっしゃるように非常に不合理、不条理だなということもございますので、ここはやはり私どもは管理者会の中で意見を交換したいと思いますし、それから病院議会は病院議会でぜひ議論をしていただいて、よりよい方向を見出していくように私も努力してまいりたいと思います。

○安部 隆委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 市長言われた7時から9時まで、それあながちなことではないと私も思います。だけど、そればかりでないんですね。本当に一番困るのはやっぱり子供です。子供が圧倒的なんですけど、心配だから行くわけで、特に子供の場合は休みになったり夕方になったりするとぐあい悪くなるというのは、もうそれは通常言われてることで、仕方のないことなわけですから、そこは私はいろいろな理屈をつけるんじゃなくて、もっと実情に合った形で対応していくということがやっぱり大切なんだと思うんですよ。

そういう意味で、即なくせなんていったって、それはここの場でどうこうできる問題じゃないし、私どもが提案権あるわけじゃないからできませんけれど、しかし、本当に実態を見ていた

だいて、その実態に合う条例の運用、取り扱いですね、これをぜひするための検討に私は入っていただきたいというふうに思います。そこだけ、入る入らない、とにかく検討するということだけで結構ですからもう一度お聞かせいただきたい。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 ぜひ検討してまいりたいと思います。

○安部 隆委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 ぜひよろしくお願いをいたします。

もう一つ、夜間等の診療体制の充実を図るためにということで、何点かお聞きをしたいわけです。

現実には夜間にぐあいが悪くなった場合というのは、先ほど申し上げたように長井市では救命救急センターありますけれど、そのほかに公立置賜長井病院があるんです、今はないけど。ということになっています。だけど、これ本当に先ほど言いましたけれども、4月の市報はちょっと残念だなというふうに思います。なくなるわけですからね。

過日、病院組合の方にお話をお伺いしたときに、実はこういうふうにも指摘をされました。現実的に救命救急センターを抱えて、特に小児科医などを中心に勤務が大変だと。いつ呼び出しかかるかわからないということなどもあって、医者への負担がかなり大変なんだというお話はお聞きしました。それをぜひこの地域の中でももう少し分担してもらえないだろうかというお話も私はお伺いしたんです。

資料を実はいただきまして、「山形県の救急医療体制」という資料をいただきました。ここで県内では4カ所、山形市、新庄市、酒田市、鶴岡市で夜間の診療をしているんです。これは行政と地域の医師会、薬剤師会などがいわゆる委託契約を結ぶなりしてこの夜間の診療を行

っているというものです。例えば山形市の場合でいえば、これは毎日7時から11時まで行っているわけですね。これ結構古くからやってあって、昭和55年ぐらいからやってるんだそうです。大変だけれども、医師会の協力は得ているのだと。ただ、これちょっとかなりのお金かかっているようです。

あるいは新庄では、ことしの3月から市の単独でこれを実施をしてるというふうなこと、これは月曜日から土曜日までの7時から9時半まで。あるいは酒田では日曜、祝日、年末年始の場合の夜間で5時半から8時半まで、鶴岡の場合は同じように6時から9時までというふうにやってるんです。こういうことが長井でできるかどうかというところが私は課題になってくるのだなというふうに感じます。

率直に市長、お伺いしますけれど、これ一概にならないですよ、ならないけれど、ちょっと医師会にやっぱり打診をしていくということだあって私は本当に今求められていることの一つだなと思うんですが、そこは現時点に率直にどう考えておられるか、お聞かせをいただきたいと思います。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

先ほどの事例の例えば新庄の場合ですけども、あそこはやっぱり自治体病院がないということで、そういったことで県立病院があるわけなんです、市で負担が少ないもんですからそういった部分で独自の制度ができるんだなど。残念ながら長井の場合は2つの病院を抱えていると言っても過言ではございませんので、ちょっと新庄の例はあんまりそぐわないだろうと思います。

ご質問の件でございますけども、いろいろ調べてみますと、休日診療所というのは今、長井西置賜休日診療所というようなことでまず医師会の方にお願いしているわけですけども、これ年間70日開所していると。夜間診療となると1

人平均14日間の診療の調整をお願いすることになり、看護師は1人平均90日の出勤になり、これ以上、例えば夜間も含めてふやすというのは対応は非常に難しいんじゃないかなと思います。

それと先ほどの財政的な支援がもちろん必要になるわけでございますので、これ以上負担かけるというのは、労働過重になる可能性も非常に高いなというふうに思いますので、これは長井病院の体制も先ほど申し上げているように医師と看護師さんの問題等もありまして、なかなか難しいと。ただ、もう一度やはりこれ市でできることは何だということを置賜の基幹病院は病院として、あと長井病院と、あと医師会への協力体制、これをもう一度見直すように早速検討してまいりたいと思います。

○安部 隆委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 ぜひお願いをしたいと思うんですが、私もそんなすぐになるなんて思ってません。これ大変な作業になるんだろうと思うんですね、実際やるとしても。そこでどうなるかも含めてですが、私、ちょっと提案をしたいんです。

今は、長井市、休日診療所を保健センターでやってますけれども、こういうふうにはできないかなと私、思ってるんです。休日・夜間診療所にして、保健センターでやっている業務も含めて長井病院でやれないか。日曜、それから祝日、年末年始についての夜間、医師会から医師の派遣をいただけないか。休日診療所の部分と、それから夜間の部分というふうにあるわけですけども、これは私、鶴岡の市役所にちょっと電話して聞いたんですが、ここはやっぱりおもしろいことをやってるなと思ったんですね。医師が変わるんです、休日と夜間診療所は一緒なんですけれども、午前中の医師と午後からの医師と夜の医師と、こういうふうにしてるんです。午前中、それから午後というのは主に内科の医師でいいと。夜間は小児科を中心に配置をしま

+

しょうというふうにしてるんですよ。私、これは、ストレートにはいかないでしょうけれど、こういうやり方もあるんだなというふうに感じます。

何で長井病院かという、少なくとも今まで5時15分から次の日の8時30分までやってきたという経過があるわけです。同時に、休日診療所を長井の場合のように、率直に言えば診てもらっただけでしょ、検査も何にもできないんですよ、あそこでは。そうでなくてもあるわけだから、そこも活用してもらおうというふうなことではこれがやれたらばいいなと。この程度ですけど、私の考え方は。そういうことをベースにして少し具体的な話を進めていってはどうかと、私はこう考えるわけですが、そこも含めて少し話を進めていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか、市長。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 すぐにやりますというふうにはもちろん答えられないわけなんです、高橋委員からの今のいろんなアイデアといいますが、ご提案ですね、そういったところは確かにやれば市民にとっては非常にいいわけでございますので、ちょっといろんな形で検討しなきゃいけない部分あるいは調整しなきゃいけない部分たくさんありますけれども、先ほどの件も含めまして検討、ちょっと時間もちょうだいしながらしてまいりたいと思っております。

なお、先ほどの救急救命センターの受診者数ですけれども、17年の1月から12月までが2万7,090人、そして18年の1月から12月までは2万3,680人で、3,500名ぐらい減ってるようでございます。率にして10%ちょっとぐらい減ってるようでございます。以上でございます。

○安部 隆委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 はい、わかりました。ぜひ市民の安心、安全をやっぴり確保するためにも、それから、このことはひいて言えば公立

置賜総合病院の医師確保策にもなるんですよ。やっぱり過重労働のところに来ないというんですね。そういうことにもつながるし、やっぱり地域における診療の連携ですね、これを深めるためにもぜひ検討を進めていただきたいというふうに思います。

最初の、お待たせをしました、財政状況についてお聞かせをいただきたいと思っております。

市長は、財政危機脱出元年、平成19年度だということは施政方針でも、あるいはそのほかにもいろんなところで言われているわけです。確かにその必要は私はあるんだと思っておりますけれども、ただ、私の基本的な考え方は、ひとり自治体がこの状況の中で頑張っただけじゃ達成することかといえ、ちょっとそれは少し無理があるんだろなというふうに思う、これは制度上の問題です。そのことを踏まえていろんなことをやられるということがまず必要なんだろうなというふうに、こう私は思っています。

きょう実は委員長の許可をいただきまして、お手元に性質別分類比較表というものを配付をさせていただいております。私は、今回財政課からいろいろ資料いただきましたけれども、一番手取り早いのは何かと考えたときに、平成13年から平成17年度までの5年間で財政健全化計画を立てながらやってきたわけですから、その前の年である平成12年度と財政健全化計画の最終年度に当たる平成17年度を比較をすれば、それなりのものが見えてくるのかなということで、ちょっとつくってみました。間違いあるかもしれませんが、こういうふうになりました。

率直に財政課長にお伺いしますけれども、財政健全化計画を5年間でやってきました。平成12年度と17年度を比較をしたこの表を見て、実際どういう効果があったのかということを含めて少しお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○安部 隆委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えをいたします。

委員ご指摘のとおり、12年度と17年度の普通会計における決算の性質別分類の比較ということですが、このような表になるのだと思っており、13年度から17年度までの健全化計画の中では財政の健全化に関する事項として、歳出の部分では3点ほど大きく上げられていたかと思っています。1つは、義務的経費の削減、人件費、扶助費、公債費ということになりますが、これの削減の部分でございます。あともう一つが補助費等の削減ということです。これは他団体に対して長井市の場合、非常に占める割合が多かったということがあって、これを何とか削減していこうという中身のものです。あともう一つ、そのほかに普通建設事業費、これの検討をしながら公債費を抑制していくということで、歳出の部分では大きく3点だったと思っています。

結果としては、12年度と17年度を比較すると、この表でお示しさせていただきますと、扶助費、ここの部分については単独の扶助費を削減しながらできるだけ抑制していきたいという考え方であったわけですが、残念ながらそうはなっていない。なぜかという、法令に基づくものがほとんどだったということで、単独の部分若干削ったにしても全体的な伸びを抑制することはできなかったということが言えるだろうと思っています。

それから、普通建設事業費、これも12年度と17年度を比べますと確かに5,700万円ほどの伸びとはなっていますが、今回のこの計画の中では開発公社にかかわる部分については除外するんだという考え方をしておりましたので、開発公社の経営健全化計画分を除きますと、ここのところは確かに17年度決算で9億1,600万円ほどの金額になっていますが、このような金額ではないというふうに認識をしておりました。

それから、もう一つ伸びているところ、繰出金の関係でございますが、これも確かに公共下水道事業などに対する繰り出しが増嵩傾向にあるということもございますが、それ以上に社会保障費関係の特別会計に対する繰り出し、ここの部分が伸びてきているんだらうというふうに認識をしております。

総括的なお話をさせていただくと、行政内部で何とか削減をできるであろうというふうなところで努力してきた部分については、確かに完結しながらやってきたということが言えるだろうと思っています。一方、委員ご指摘のように、単なる一行政体で何ともできないような部分であるとか、あるいは市民に直接影響を及ぼすような部分については、なかなか思ったほどの計画の成果が上げられていないのではないかとというふうに認識をしているところでございます。今回の13年から17年度までの行財政改革の簡単な総括ということであれば、以上のようなことになるだろうというふうに認識をしているところでございます。以上です。

○安部 隆委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 そういうことだと思うんです。単純に比較はできないということは、これは申し上げておかなきゃいけないんです。こうだからこうだってというのは、これ単純にできないですね。やっぱり平成12年度というのは特にですが、例えば公債費が32億円もあるという事態ですね。それから補助費等では30億円もあると。だけど、このうちその他のところの21億9,000万円のところというのは、脇にも書いていますけれども、市立総合病院の精算に係る部分があったんだと、これは10億円を超えますね、たしか。ということだから、これは単純に比較できないんです。あるいは投資及び出資、貸付金のところ、これ多分ですが、開発公社への7億円が入っていたと思うんです。だからそれも今もないわけで、これは単純に比較で

+

きないと私は思います。

ですが、これをずっと見ていくと、例えば平成12年度の歳出総額、それから平成17年度の歳出総額、差額である36億円というのは、今申し上げたようなところをずっと足してみると、この額になるんです。現実的にどうだったんだろうかなど、私はこう思うんです。申し上げましたように、行財政改革、適正化計画というふうなことでずっとやってきて、だけど、確実に減額になったというのは人件費のところなんです。4億8,600万円、それから物件費で2億8,700万円ということです。あと維持補修費ありますけれども、これはちょっとなかなか難しい、年度によって難しいというふうに思うんです。ここは財政課長言われたように、行政内部でまずやってきたところですよ。職員の皆さんにも本当に協力をいただいてこれくらいやってきた。物件費だってそうですよ、もう切り詰めて切り詰めてやってきた結果ですよ。しかし、財政課長が言われたように、扶助費、それから積立金、これはプラスの要因ですけど、繰出金で3億幾らというところがふえてるわけですよ。食ってるわけですね、その削減をしたところがこういったところで食ってる、扶助費であるとか繰出金であるとか、という状況になっています。

私、市長にお伺いしたいのは、過日の市報で、シリーズで今、財政危機脱出のやつやってますね。その中で4つ言ってるでしょ、自立計画を見直す際には4つの視点でやりますよと。その中で、だけど、2番目でまたぞろ人件費を含む行政サービスのコストの低減を図ると言ってるんですよ。私、この5年間の結果を見れば、また人件費というところや義務的経費というふうに言われているところや、行政コストから物件費もこれは入ります、一般行政経費の中でね。こういったところに手をつけることってできるんだろうかと。私はかなりきつくなってると思う

んですよ。そこは5年間のこの比較表を見ても私、もう明らかになってると思うんですが、そこはどういうふうに感じておられますか、市長。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 答えいたします。

確かに今までの5カ年計画というのは、内部的な、いわゆる市民のサービスを低下させるような事業の切り捨てとか見直しとか、あるいは超過税率も含めた、使用料の受益者負担なども含めたものを極力手をつけずにやってきた改革だったんだろうというふうに、簡単に言えば言えると思います。しかし、これからは確かにこれは国の制度等の問題というのが非常に大きいと思います。ですからそういう意味ではこの市町村も同じなんです、残念ながら長井の場合はもう既にそこをやってきてますので、ほかの市町村から比べたら本当にほかの市町村が手をつけてない部分を手をつけないと財源不足を解消できないと。

その際に、今までやってきたからということ、で人件費を一たんもとに戻したわけですけども、それをそのまま市民に負担増を求めるとするのは、なかなか市民からは理解してもらえないんじゃないかと。むだは十分に検討したわけですから、もう切れるものは本当限られていると思います。しかし、そういう姿勢をやはり市民の皆様に見せていかないと、これは到底納得していただけない改革になるだろうと、そういった意味でやっぱり内部にもう一度できる部分ご協力をお願いしたいという考えでございます。

○安部 隆委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 私が言ってるのは、そういうことじゃないんですね。ちょっと飛びはねられてしまいましたから……。いや、それを言うてしまうと、おれも言いたいことがあるのよ。でもそういうことを私は聞いてるんじゃない。先ほど財政課長が言われたように、内部でできる努力というのはもうほとんどやってきた

んだというところにやっぱり一回立たないと、これはもう大変なことになってしまうと私は思うんですよ。今回の最終日提案のことを言ってるんじゃないんですよ、私は。そこは合意になるんでしょ、多分、そう期待してますから。そうではなくて、もう少し違う視点がこの比較表を見ても見えるんじゃないか。だから私は今回歳出だけの問題で言ってますから、そこでは扶助費のところもそうだと思う、なるべくしてもらいたくないけど。だけど、繰越金のところもそうだと思う。普通建設事業、単独事業のところもそうだと思うんですよ。そういったところにやっぱりもう少しちゃんとした目を向けていかないと、私は大変な事態を迎えるのではないかというふうに思うんですよ。

特に、過日の一般質問で蒲生光男委員の質問に関連して財政課長からいただいた平成17年度の置賜3市5町の普通会計の決算状況ですね、これを見てみると、人件費でいえば長井市は市はおろか町以下ですよ。国家公務員との指数と言われているラスというふうなところをとって県内最低でしょ。こういう状態があって、その上またというふうになるのかというところを本当心配するわけです。そういうことのないように、私はもっと全体を見てこれからは対応する必要があるんだろうというふうに思うんです。そのために今、多分自立経営対策室でしたか、で検討されているんだろうと、こういうふうに思うんですが、そういうことじゃないですか、市長、どうですか。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 言葉が足りなかったのかなと、先ほどの答弁は。私はそういったことも含めて言ってるつもりなんです。もちろん市民サービスどうのこうのと言いました、扶助費の部分とかですね。あと、それ以外にも繰り出ししております特別会計の部分、例えば公共下水道とか、これは特環、このまま突き進んで本当にもつの

だろうかという部分と、あと、なかなか難しいんですが、一部事務組合の部分ですね、これをり手つけられないということじゃなくて、やっぱり手をつけていかないと残念ながら長井市だけはもうもたないと。長期的に見ればそんなに悲観する必要ないのかもしれませんが、本当短期的に、とにかく財政赤字をそういった事態を招かないように何とかこれを回避するべく今、頑張っているところでございますけども、このままで行ったら財政赤字というのはどうしても避けられなくなってしまうなという危機感が非常にあると。ですからあらゆる面でこれは見ていくんだという考えでございます。

○安部 隆委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 わかりました。ぜひ、やっぱりやりやすいところから、しかも即効性のあるところから、そこにだけぎゅっとやってしまうというふうなことは私は避けていくべきだというふうに感じます。私どももというよりも、私もこの財政の中身については不勉強なところがいっぱいありますから、勉強しながらこれからも議論させていただきたいと思っています。今回歳出でありますけれども、お互いにその面では一緒に考えながらやっていくことで、よりよいものを目指していくということで私も頑張っていきたいというふうに思っていますので、これからもそういう意味では議論におつき合いをいただきたいというふうに思います。終わります。

蒲生吉夫委員の総括質疑

○安部 隆委員長 次に、順位2番、議席番号17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 通告しております3点について順次ご質問を申し上げたいと思います